

# 模擬少年審判 in 星稜中学校を 開催しました



平成26年11月19日(水), 「模擬少年審判in 星稜中学校」を開催し, 星稜中学校の3年生60人が参加しました。

裁判官が少年事件手続の流れや少年の処分について説明した後, 模擬審判を見てもらい, 班別協議で, 少年の処遇について考えてもらいました。

生徒達は傷害事件を起こした少年やその親, また被害者の親の気持ちをよく考え, それぞれの結論を出しました。

この企画が生徒の皆さんが少年犯罪について深く考えるきっかけになってくれたら嬉しく思います。

## ●少年事件手続説明



スライドを使って, 金沢家庭裁判所の中出裁判官が少年事件の手続についての説明をしました。





## 家庭裁判所で 審判



裁判官



調査官

書記官

### ～模擬少年審判の様子～

裁判所の職員と徳田弁護士がそれぞれの配役で演じました。



被害者の親



付添人（弁護士）



少年の父



少年



少年の母

## ● 班別協議

班に分かれて、少年の処遇について話し合いました。



## 処遇の種類

### ① 不処分

厳重注意にとどめ、保護者の指導監督に任せる。

### ② 保護観察

社会で生活して、定期的に保護司に生活状況を報告する。

### ③ 少年院送致

施設に収容され、集団で規則正しい生活をしながら教育を受ける。

### ④ 検察官送致

大人と同じ刑事裁判を受ける。

## ● 処遇結果の発表



いろいろな意見がありましたが、一番多く出された意見は「保護観察」で、少年がきちんと反省しているので同じ過ちを繰り返さないだろうというのが主な理由でした。

「少年院送致」を選んだ生徒は生活習慣を見直すために、また「検察官送致」を選んだ生徒は、被害に遭った少年の精神的肉体的被害を考えると厳しく処分したほうがよいのではないかとすることがその理由でした。

(模擬審判後実施したアンケート結果より)

## ● 講評・質疑応答



金沢弁護士会所属 徳田弁護士



金沢家庭裁判所 中出裁判官

参加してくれた星稜中学校のみなさん  
ありがとうございました。